

委 託 契 約 書

いばらきパンダ誘致推進協議会（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、パンダ誘致に係るWi-Fiデータを活用した人流分析業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、パンダ誘致に係るWi-Fiデータを活用した人流分析業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（業務の実施）

第2条 乙は、業務の実施にあたっては、甲の定めるパンダ誘致に係るWi-Fiデータを活用した人流分析業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて実施しなければならない。
2 前項のほか、乙は、業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（委託期間）

第3条 この契約の委託期間は、契約締結の日から令和6年3月29日（金）までとする。

（委託費の限度額）

第4条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、
金_____円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

（委託費の支払）

第5条 委託費は、委託業務が完了し、第10条第1項の規定により通知をした後、乙の請求を受理してから30日以内に支払うものとする。

（再委託の制限）

第6条 乙は、この業務委託達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

（契約保証金）

第7条 （委託時に適宜記載）

（第三者損害）

第8条 業務の実施にあたり第三者に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償する責に任ずる。
2 前項の規定にかかわらず、同項の損害（仕様書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。）のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。ただし、乙が甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(業務完了報告)

第9条 乙は、委託業務が終了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、業務完了報告書（別紙様式）を、委託業務の終了した日から起算して30日以内又は令和6年3月29日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

(検査及び通知)

第10条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出を受けたときは、遅滞なく当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認められたときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、成果品等について補正を求められたときは、遅滞なく補正を行い、委託業務完了報告書に補正完了報告書を添えて甲に提出し、再検査を受けなければならない。

3 第1項の規定は、前項の規定により委託業務完了報告書及び補正完了報告書の提出があった場合において準用する。

(委託業務の中止等)

第11条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第5条、第9条及び第10条の規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第12条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、委託業務の内容を変更しようとするときは、甲に申し出てその承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(委託業務の報告)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の用途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(権利又は義務の譲渡禁止)

第15条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
いばらきパンダ誘致推進協議会
会長 大井川 和彦

乙

(別紙様式)

令和 年 月 日

いばらきパンダ誘致推進協議会
会長 大井川 和彦 殿

所在地

代表者氏名

業務完了報告書

下記の業務は、令和 年 月 日に完了したので、委託契約書第9条の規定に基づき報告します。

記

- 1 委託業務名 パンダ誘致に係るWi-Fiデータを活用した人流分析業務
- 2 委託料 円（消費税及び地方消費税を含む）
- 3 履行期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
（業務完了日：令和 年 月 日）
- 4 成果品 事業実施報告書 印刷物：各5部（本編及び概要版）
電子媒体： 1部

以上